

福祉第1917号

裁 決 書

[REDACTED]  
審査請求人 [REDACTED]

処分序 [REDACTED]

平成28年11月22日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分序が平成28年11月18日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更申請却下処分は、これを取り消す。

事案の概要

1 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

- 4 [REDACTED]
- [REDACTED]
- (1) [REDACTED]
- [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- 5 [REDACTED]
- [REDACTED]
- 6 [REDACTED]
- [REDACTED]
- 7 [REDACTED]
- [REDACTED]
- 8 [REDACTED]
- [REDACTED]
- 9 [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- 10 [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- 11 [REDACTED]
- [REDACTED]
- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- [REDACTED]

12 [REDACTED]

13 [REDACTED]

14 [REDACTED]

15 [REDACTED]

16 [REDACTED]

#### 審理関係人の主張の要旨

##### ○1 請求人の主張（審査請求書）

請求人は、次の理由により、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 被服費は、局長通知（後記「理由」の1(2)) 第7の2(5)ア(7)によって、被保護者が長期入院から退院した場合等で必要と認める時は、基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないと定められており、入院期間が6か月以内であれば支給できないとは定められていない。

(2) 処分庁の職員が、本件家財処分に係る生活保護変更申請の際に、布団を保

管するよう指示しなかつたことは不当である。

## 2 処分庁の主張（弁明書）

- (1) 本件申請に係る支給要件は、単身の者が入院した場合等の家財保管料の支給期間等から判断すると、最低でも6か月以上と判断するのが妥当であるから、原処分に違法又は不当な点はない。
- (2) 本件家財処分に関して詳細な連絡を受けていなかつたので、布団の保管を助言することはできない。

## 理 由

### 1 法令等の規定について

#### (1) 法等の規定について

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

#### (2) 処理基準について

保護の決定に係る事務（法第24条第3項を準用する同条第9項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）を定めている。

#### (3) 最低生活費等に係る処理基準について

##### ア 最低生活費

保護の最低生活費とは、次の「経常的最低生活費」と「臨時の最低生活費（一時扶助費）」とされている（次官通知第7）。

(ア) 経常的最低生活費

要保護者の衣食等日々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として設定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとされている。

(イ) 臨時の最低生活費（一時扶助費）

出生、入学、入退院等による特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時に認定するものであることとされている。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分に留意することとされている。

イ 被服費（布団）

被保護者が長期入院から退院した場合等であって、現に使用する布団類が全くない場合は、次官通知第7（前記ア）に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないとされている（局長通知第7の2(5)ア(ア)）。

ウ 家財処分料

被保護者が医療機関等へ入院等し、入院等見込期間が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差し支えないとされている（同(10)オ）。

## 2 判断

### (1) 原処分について

#### ア 被服費の適用の検討について

(ア) 保護は、前記1(3)ア(イ)のとおり、入退院等による特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、一時扶助費を支給することとされており、布団については、同イのとおり、長期入院から退院した場合等であって、現に使用する布団類が全くない場合は、被服費を計上して差し支えないとされている。

(イ) 当該基準から本件をみると、まず、本件申請がなされた時点で、請求人が現に布団類を有していないかったことについては、当事者間に争いはない。次に、請求人の入院が、長期入院から退院した場合といえるかどうかについてみると、[REDACTED]（前記「事案の概要」の3）、既に[REDACTED]病院に入院していること及び請求人の入院も長期にわたることが見込まれたことから、[REDACTED]やむを得ず本件家財処分に至ったと認められること（同2、3、4、5及び6）、家財処分料の支給要件は「入院等見込期間が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合」とされているところ、処分庁は当該要件を満たすと判断しこれを支給していること（同12）、また、請求人[REDACTED]が退院するに至ったのは疾病の治癒によるものとはいえないこと（同4(1)、同9及び同11(2)))、請求人の入院期間は4か月以上であったことなど、本件に現れた事実関係を総合すると、請求人らの退院は、長期入院から退院した場合と評価できる事情を有していたと認められるから、本件申請は、特別基準の設定があったものとして被服費を計上すべきであったと判断するのが相当である。

(ウ) この点、処分庁は、局長通知には、布団類の支給要件である長期入院の期間が具体的に明示されていないものの（前記1(3)イ）、他の支給要件における記述（局長通知第1の2(5)ア（世帯認定）、同第7の4(1)

エ(ア)（住宅扶助の認定）及び同2(10)エ（家財保管料の認定）又は他の関係通知から、長期入院とは最低6か月以上のものであると主張する（処分庁の主張する関係規定及び関係通知は別紙のとおり）。

(イ) しかしながら、処分庁の主張する局長通知の関係規定又は関係通知は、いずれも、本件で問題となっている布団類の支給要件とは直接関連を有しない異なる認定基準等に関するものであり、かつ、それらの記述は、生活保護制度の取扱いに当たり、長期入院が一律に最低6か月以上であると明確に定義しているものでもない。布団類の支給要件において、長期入院の期間を具体的に明示しなかったのは、むしろ画一に定めることが困難であるから、個別のケースに応じて保護の実施機関の合理的裁量に委ねる趣旨であると解されるところ、本件においては、前記(ア)の事情があったのであるから、入院期間が6か月に満たないことのみを理由として原処分を行った処分庁の判断は、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったといわざるを得ない。

イ 上記のとおり、本件申請は被服費の処理基準を適用すべきものであり、これを却下した原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法又は不当なものであるといわざるを得ないから、その余の点について判断するまでもなく、取り消されるべきである。

(2) 以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行審法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年9月22日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ

